

令和2年度八王子市農業委員会第11回総会会議録

- 1 開催年月日 令和3年2月22日 月曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後2時49分 まで
- 4 出席委員 (18名)

農業委員会委員

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 番 米 津 元 一 | 2 番 熊 澤 治 彦 |
| 3 番 青 柳 有 希 子 | 4 番 中 西 伸 夫 |
| 5 番 原 島 元 義 | 7 番 小 林 裕 恵 |
| 8 番 菱 山 史 郎 | 9 番 坂 本 真 一 |
| 10 番 田 中 政 博 | 11 番 村 松 徹 |
| 12 番 峰 尾 達 雄 | 13 番 山 田 正 |
| 14 番 門 倉 豊 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 17 番 内 田 茂 |
| 18 番 福 田 一 訓 | 19 番 三 上 正 治 |
| 20 番 町 田 裕 通 | |

- 5 欠席委員 (4名)

- | | |
|-------------|--------------|
| 6 番 有 竹 満 次 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 21 番 石 川 研 | 22 番 井 上 正 芳 |

- 6 事務局職員出席者

- | | |
|--------------|-------------|
| 事務局長 山 崎 光 嘉 | 課 長 須 藤 文 夫 |
| 主 査 上 原 裕 之 | 主 査 篠 原 勝 久 |
| 主 任 萩 原 健 太 | 主 任 原 清 貴 |

令和2年度(2020年度)
八王子市農業委員会 第11回総会 議題

(令和3年2月22日)

【専決処分案件】

第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について

第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について

第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について

第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

第5 農地の権利移動許可について

第6 農地の権利移動許可について

第7 調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について

第8 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

第9 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

【報告案件】

第10 農地の権利取得の届出について

第11 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

第12 令和3年度(2021年度)農業委員会総会の開催日について

《午後2時00分開会》

議長 それでは定刻となりましたので開会したいと思います。ただいまから、令和2年度八王子市農業委員会第11回総会を開会します。なお新型コロナウイルス感染症拡大防止のため室内の換気等に配慮しておりますが、合わせて総会の円滑な進行につきましても皆様のご協力をお願いいたします。欠席通告のあった委員を報告します。第6番有竹満次委員、第16番田中和敏委員、第21番石川研委員、第22番井上正芳委員の4名です。農業委員定数14名のうち、過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
1月1日から1月31日までの届出分（3件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
1月1日から1月31日までの届出分（26件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

農業委員

第1のNo.1については3～4年前に畑が店舗になっているのですが、農地が転用された場合、いつまでに地目変更を行うなどの決まりはあるのですか。

事務局

不動産登記法では速やかに地目を変更することになっています。

議長

他にございませんか。ないようなので、質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。
事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。
(1件)

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。(願出地が農業経営を引き続き行っていること 3件)

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第5「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「農地の権利移動許可について」について説明。

譲受人は川町に在住。譲渡人は川町に在住。申請地は川町にある土地21筆、登記地目は畑17筆・田4筆、現況は畑17筆・田4筆、面積は合計7,385㎡。譲受人の経営面積は7,013㎡、従事日数は300日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員願います。

農業委員

それではご報告いたします。

2月10日、事務局職員と当該農地の調査を行い、譲受人と面談を行いました。当該地は、譲受人から息子に贈与された後、息子が死亡したため、孫が相続しました。その後、孫が結婚を機に家を出ることになったことから、耕作者が不在となることを防ぐため、譲受人が譲り受けて今後も引き続き農業経営を続けていかれるそうです。当該地の

畑ではタマネギ、ネギ、ノラボウ、ダイコンなどを、田では、稲を栽培し、道の駅やスーパーで販売を行っています。これまでは、譲受人が中心となり孫が手伝うという形で農作業を行ってきましたが、今後は譲受人の次男が共に農作業に従事していくとのことでしたので、農地の維持管理に問題はないと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので進行します。お諮りします。第5については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。

第6「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農地の権利移動許可について」について説明。

譲受人は下恩方町に在住。譲渡人は元本郷町三丁目に所在。申請地は下恩方町にある土地3筆、登記地目は畑、現況は畑、面積は合計330㎡。譲受人の経営面積は8,000㎡、従事日数は160日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、担当委員の声の調子が思わしくないため、会長職務代理の方で調査報告書を預かっておりますので代読いたします。

農業委員

それでは代読いたします。2月8日、事務局職員とともに当該農地調査を行いました。また、譲受人から、今後の営農計画について聞取りを行いました。今回、申請があった農地は、八王子市が管理するいわゆる赤道で、道としての機能を有していないことから隣接する生産緑地で農業経営を営む譲受人に払下げようとするものです。現地を確認したところ、譲受人が耕作する隣接の梅林・竹林と一体となって管理されていました。また、申請地には梅林・栗林・竹林のほかは、譲受人の自宅のみでした。梅林・栗林は下草を刈るなどし、手入れが行

き届いていました。ここで収穫した梅や栗は、自家消費されているとのことでした。ご本人のほか、義理の弟さんも農業経営に携わっているので、今後も農地として耕作をしていくことに問題はないかと思えます。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。第7「調整区域内農地の『権利の移動を伴う転用』の許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「調整区域内農地の『権利の移動を伴う転用』の許可について」譲受人は神奈川県相模原市緑区東橋本一丁目に在住、譲渡人は上川町に在住。申請地は上川町にある土地1筆、面積は163㎡。当該地は、市街化調整区域のうち、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それでは、地区の担当委員として報告いたします。2月8日、事務局職員とともに、現地調査を実施しました。今回の転用計画は、長女夫婦が父の農地に自宅を建築するというものです。長女夫婦は、現在、相模原市のアパートに家族4人で暮らしています。子供が成長し現在の住居では手狭になってきたこと、本家で同居するには手狭であること等の理由により、マイホームの建築を検討しており、できれば両親の近くに住みたいという話になり、今回の農地が候補に上がりました。申請地の東側には、本家があります。周囲に農地はないため、影

響は生じません。申請地は、市街化調整区域ですが、市街地化の傾向が著しい区域内にあり、「都市計画法第43条第1項」に基づく建築物の新築許可の見込みもあるため、問題はありません。利用権設定等により、農地の利用集積を図っていくことは重要ですが、今回のように、娘夫婦が両親の近くに家を建て、暮らしていくことは、空き家防止や地域の活性化にもつながる取り組みですので、今回の転用はやむを得ないと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 今回は第3種農地ということですが、原則転用不許可の甲種・第1種農地は、市内にどの位ありますか。いつどのように決定したのですか。

事務局 甲種・第1種農地は市内にはありません。

農業委員 農用地区域内農地（以後「農用地」）はありますか。

事務局 高月町や上川町などにあります。

農業委員 農用地は、いつ決まったのですか。農業委員会が指定したのですか。

事務局 正確な時期は不明ですが、市が指定しています。

農業委員 農地を守っていくためにも、農用地の指定を広げることなどが重要だと考えています。

議長 他に質問・ご意見はありませんか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを東京都に送付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、送付することに決定しました。第8「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は片倉町の土地3筆、1,535㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は片倉町、申出者との続柄は「母」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和2年10月22日」、年齢は「93歳」、年間従事日数は「300日」。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。2月8日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。

願出者の母は、代々農家の家で育ちパートをしていた頃から親の手伝いで農業に従事し、50歳過ぎから本格的に携わり始めました。当該地において、主にナス、キュウリ、トマト等を栽培してきました。収穫した作物は自家消費や親戚などに配布してきました。願出者の母は、ほぼ毎日農作業をしていましたが、一昨年あたりから体調が優れなくなり、入退院を繰り返してきましたが、昨年10月22日に93歳で亡くなりました。願出者の母が入院中、農業に従事できない期間は、願出者と願出者の弟が農地の維持管理を行っていました。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地で従事者証明が出されたのち買取の申し出がされた土地は農業者が優先して取得できるので、希望者がいた場合、委員の皆様は斡旋してください。事務局が対応します。

第9「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にいたします。事務局より説明願います。

事務局

第9「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」
被相続人について、住所は梶田町、耕作面積は1,241㎡。相続開始年月日は令和2年6月15日。相続人について、住所は梶田町、年齢61歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は梶田町にある2筆、1,241㎡。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は平成29年3月1日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それではご報告いたします。2月9日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする梶田町の2筆はともに地区番号1288の生産緑地指定を受けている農地です。当該地は一体的に使用されており、一部にタマネギ、ネギ、ハクサイ、ダイコン、コマツナが作付けされ、その他の部分については、耕うんされていました。収穫物は、自家消費するとともに親類や近所の方に配布しているとのこと。願出者は、代々農業を営む家に生まれ、小さい頃から父親と共に農業に携わってきました。そのようなことから、農業技術や農業知識に関しては問題ないので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。今後についても、今までと同様に農業経営を行っていくとのことでした。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。

ございませんので進行します。お諮りします。第9については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定いたしました。
第10「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局
議長

第10「農地の権利取得の届出について」を報告。（6件）

ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

第11「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第11「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。
（2件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

質問なしと認めます。第12「令和3年度（2021年度）農業委員会総会の開催日について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第12「令和3年度（2021年度）農業委員会総会の開催日について」を報告。

議長

ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第7番 小林裕恵委員

第8番 菱山史郎委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、令和2年度八王子市農業委員会第11回総会を閉会します。

《午後2時49分閉会》